

平成30年11月27日

平成30年度第8回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 平成30年11月27日(火)午後3時00分
場所 美浦村役場3階 委員会室

日 程

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 付議事項

議案第1号 美浦村就学援助規則を廃止する規則

4. 報告事項

報告第1号 美浦村就学援助費支給要綱の制定について

報告第2号 平成30年度美浦村一般会計補正予算について

報告第3号 美浦村立小学校あり方検討委員会第1回、第2回開催結果について

報告第4号 美浦村立小中学校における学用品等の荷物の取り扱いについて

報告第5号 美浦村立小中学校における携帯電話等の取り扱い方針(案)について

5. その他

6. 閉会

議案第 1 号

美浦村就学援助規則を廃止する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 30 年 11 月 27 日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村就学援助規則を廃止する規則

美浦村就学援助規則（平成 19 年規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

資料

○美浦村就学援助規則

平成19年1月30日

教委規則第1号

改正 平成20年3月31日教委規則第5号

平成22年7月29日教委規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条(第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助することにより義務教育の円滑な実施に資するため、美浦村が行う援助(以下「就学援助」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(就学援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象となる者は、児童又は生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2号の規定による保護を受けている者
- (2) 前号に規定する者に準ずる程度に困窮していると美浦村教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める者
- (3) 前号に定める者のほか、教育長が特に必要があると認める者

(就学援助の種類)

第3条 就学援助の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 学校給食費
- (5) 新入学学用品費
- (6) 修学旅行費
- (7) 生徒会費
- (8) PTA会費
- (9) クラブ活動費

2 前条第1号に該当する者(以下「要保護児童生徒」という。)並びに前条第2号及び第3号に該当する者(以下「準要保護児童生徒」という。)が受けることができる項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 要保護児童生徒が受けることのできる就学援助の項目 前項第6号
- (2) 準要保護児童生徒が受けることのできる就学援助の項目 前項各号

(交付額)

第4条 就学援助の交付額は、毎年度、教育委員会が定める。

(交付申請)

第5条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、就学援助交付申請書(以下「申請書」という。)に必要な書類を添付し、児童又は生徒の在学する学校の校長(以下「学校長」という。)を経由して教育委員会に申請しなければならない。ただし、要保護者については、この限りではない。

(認定)

第6条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、その結果を就学援助審査結果通知書により、学校長を経由して保護者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の認定を行うにあたり、必要があると認めるときは、学校長、民生委員児童委員の意見を求めるものとする。

(就学援助の交付)

第7条 就学援助費は、前条の規定により就学援助の対象者として認定を受けた者(以下「認定者」という。)から請求及び受領について委任を受けた学校長に支払うことによつて行うものとする。

(異動の報告)

第8条 認定者は、申請書の申請内容に変更があったときは、その旨を速やかに教育委員会に届けなければならない。

(認定の取り下げ)

第9条 認定者は、当該認定に係る就学援助費の交付を受ける事由が消滅したときは、速やかに、就学援助認定取下申出書により、学校長を経由してその旨を教育委員会に届けなければならない。

(認定の取り消し等)

第10条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、認定者が就学援助の交付を既に受けているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前条の規定により報告があったとき。
- (2) 認定者が第2条に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (3) 認定者が虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。
- (4) その他教育委員会において認定が適当でないと認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、就学援助認定取消通知書により、学校長を経由して認定者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

報告第1号

美浦村就学援助費支給要綱の制定について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成30年11月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

○美浦村就学援助費支給要綱（案）

平成 年 月 日
教育委員会告示第 号

（趣旨）

第1条 この告示は、義務教育の円滑な実施に資するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒等の保護者に対し、就学援助費（以下「援助費」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- (2) 就学予定者 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者であって、入学する年度の前年度の1月1日に美浦村に住所を有するものをいう。
- (3) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。

（支給対象者）

第3条 援助費の支給を受けることができる保護者は、美浦村立小学校及び中学校（以下「村立小中学校」という。）に在学する児童生徒又は村立小中学校の就学予定者の保護者であって、美浦村に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 別表に掲げる要件を満たす者で、教育長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒の保護者が前項各号のいずれかに該当する者であって、次の各号のいずれかに該当する場合の援助費の支給については、関係する各村区町村との協議により決定するものとする。

- (1) 児童生徒の保護者が美浦村に住所を有しない場合であって、当該児童生徒が村立小中学校に在学するとき

- (2) 児童生徒の保護者が美浦村に住所を有する場合であつて、当該児童生徒が美浦村立以外の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に在学するとき
（援助費の費目）

第4条 援助費の費目は、次に掲げるとおりとする。ただし、要保護者が生活保護法第13条に規定する教育扶助としてこれに相当する支給を受けた場合は、当該費目に係る援助費は、支給しない。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費（小学校又は中学校の第1学年に在学する児童生徒の保護者を除く。）
- (3) 校外活動費
- (4) 修学旅行費
- (5) 学校給食費
- (6) 就学前新入学学用品費（就学予定者の保護者のうち、教育長の定める期日までに申請したものに限り。）
- (7) 就学後新入学学用品費（小学校又は中学校の第1学年に在学する児童生徒の保護者のうち、入学年度の4月に認定を受けた者であつて、前号の支給を受けていないものに限り。）
- (8) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病に限り。）
- (9) 生徒会費
- (10) P T A会費
- (11) クラブ活動費
（支給額）

第5条 前条各号に掲げる費目に係る支給額は、国が毎年度定める特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に基づく要保護児童生徒援助費補助金予算単価を上限として、教育長が毎年度定めるものとする。

（申請）

第6条 援助費の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、毎年度、就学援助費支給申請書（兼世帯票）（様式第1号）に次に掲げ

る書類を添付し、当該児童生徒の在学する学校の校長（以下「学校長」という。）を経由して教育長に提出しなければならない。

- (1) 同一生計世帯全員分の住民登録住所が確認できる書類
- (2) 同一生計世帯全員分の課税証明書又は非課税証明書
- (3) その他教育長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類により証する事実が公簿等により確認できるものについては、申請者が就学援助費支給申請書（兼世帯票）を教育長に提出することにより、当該書類の添付を省略することができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第4条第6号の就学前新入学学用品費に係る支給を受けようとする小学校就学予定者の保護者は、教育長が指定する日までに、就学前新入学学用品費兼入学年度用就学援助費支給申請書（様式第2号）に第1項各号に掲げる書類を添付し、教育長に直接提出しなければならない。

4 学校長は、第1項又は前項の規定による申請があったときは、児童生徒に係る就学援助費支給申請書（兼世帯票）の内容を確認し、教育長に提出しなければならない。

（認定及び通知）

第7条 教育長は、前条第1項又は第3項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、認定の適否を決定するものとする。この場合において、教育長は、必要と認めるときは、学校長に助言を求めることができるものとする。

2 教育長は、前項の規定による審査の結果、援助費の支給が適当であると認めるときは、申請があった日の属する月の1日をもって就学援助を認定するとともに、就学援助認定通知書（様式第3号）又は就学援助（就学前新入学学用品費）認定通知書（様式第4号）によりその旨を当該認定を受けた保護者（以下「被認定者」という。）に対し通知するものとする。ただし、当該年度の5月末日までに申請があった場合は、当該年度の4月1日に遡って認定する。

3 教育長は、第1項の規定による審査の結果、援助費の支給が不相当であると認めるときは、就学援助不認定通知書（様式第5号）又は就学援助（就学前新入学学用品費）不認定通知書（様式第6号）によりその旨を申請者に対

し通知するものとする。

- 4 教育長は、第1項の規定により就学援助の認定の適否を決定したときは、学校長に対し当該決定の内容について通知するものとする。

(支給)

第8条 援助費は、被認定者に対し、金銭により支払うものとする。ただし、第4条第8号の医療費に係る援助費については、教育長が直接医療機関、薬局等に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被認定者は、就学援助費支給申請書（兼世帯票）を提出することにより、援助費の請求、受領、精算及び返納に関し、学校長に委任することができるものとする。この場合において、学校長は、被認定者に対し援助費を支給したときは、当該被認定者から受領書を徴するものとする。

- 3 援助費の支給の時期は、教育長が別に定めるものとする。

(支給対象期間)

第9条 被認定者は、教育長が第7条第2項の規定による認定をした日から当該認定をした日の属する年度の末日まで援助費の支給を受けることができる。

(変更届及び辞退届)

第10条 被認定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、世帯状況等変更届（様式第7号）を、学校長を経由して教育長に届け出なければならない。

- (1) 第6条第1項又は第3項の申請書の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 生活保護法に基づく保護の開始又は廃止があったとき。
- (3) 世帯の住所、状況等に変更が生じたとき。

- 2 被認定者は、援助費の受給を必要としなくなった場合は、就学援助認定辞退届（様式第8号）を、学校長を経由して教育長に提出しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、小学校就学予定者の保護者が前2項の規定による届出を行う場合は、直接教育長に届け出るものとする。

(認定の取消し等)

第11条 教育長は、被認定者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により援助費を受給したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が認定を取り消すことが適当と認められたとき。
- 2 教育長は、前項の規定により就学援助の認定を取り消したときは、理由を付してその旨を学校長を経由して被認定者に対し通知するものとする。
 - 3 教育長は、第1項の規定により就学援助の認定を取り消した場合において、既に援助費を支給しているときは、当該援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年12月1日から施行する。この告示による美浦村就学援助費支給要綱の規定は、平成31年度分として支給する就学援助費から適用する。

別表（第3条関係）

- 1 援助費の支給を受けようとする年度又はその前年度において、次の各号のいずれかの措置を受けた者で、村税等の滞納がないもの
 - (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく村民税の非課税
 - (3) 地方税法第323条に基づく村町村民税の減免
 - (4) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
 - (5) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
 - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - (7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
 - (8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養

手当の支給

- (9) 生活福祉資金貸付制度による貸付け
 - (10) 就学援助費の支給
- 2 次の各号のいずれかに該当する者で、村税等の滞納がないもの
- (1) 職業安定所登録日雇労働者
 - (2) 児童生徒と生計を一にする世帯全員の前年度収入合計額が、平成24年度の生活保護法第8条の規定に準じた額に1.3を乗じて得た額未満で、かつその状況が申請しようとしている年度においても継続している者
 - (3) その他教育長が特に援助の必要があると認めた者

様式第1号(第6条関係)

就学援助費支給申請書(兼世帯票)

平成 年 月 日

美浦村教育委員会教育長 殿

次のとおり、就学援助費支給について必要書類を添付して申請します。

| | | | |
|-----------------|------------------------------|----|----------|
| 申請者(保護者) 氏 名 | 印 | 電話 | 自宅 携帯 |
| 現 住 所 | | | |
| 前 住 所 | 本年1月1日現在、現住所と異なる場合は記入してください。 | | |

1. 家庭状況

| 現住所に住 民登録する 者と同居 人を全員 記入 | 氏 名 | 生年月日 | 性別 | 続柄 | 勤務先・在学 校園名(学年) | 収入の有無 (アルバイトを含む) |
|--------------------------------------|-----|------|----|----|-------------------|---------------------|
| | | | | | | 有 ・ 無 |
| | | | | | | 有 ・ 無 |
| | | | | | | 有 ・ 無 |
| | | | | | | 有 ・ 無 |
| | | | | | | 有 ・ 無 |
| | | | | | | 有 ・ 無 |
| | | | | | | 有 ・ 無 |

(該当する記号すべてに○印を付けてください。)

●前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた。

- 1 現に生活保護を受けている 2 生活保護の停止又は廃止 3 村民税の非課税 4 村民税の減免
5 固定資産税の減免 6 国民年金掛金の減免 7 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予
8 児童扶養手当の受給 9 生活福祉資金による貸付 10 就学援助費の受給

2. 申請理由(具体的に記入してください。上記世帯構成員と生計を別にしてしている場合その旨記入願います。)

3. その他(該当するものに○を付け、金額を記入してください。)

| | | | | | | |
|--------------|-----------|-----------------|---|------------------|----|---|
| 1 持家・借家の別 | 持家・借家・借間 | 家賃月額 | 円 | 6 児童手当 | 月額 | 円 |
| 2 (特別)児童扶養手当 | 無 ・ 有 | 月額 | 円 | 7 養育費収入 | 月額 | 円 |
| 3 遺族年金 | 無 ・ 有 | 月額 | 円 | 8 その他の収入 () | 月額 | 円 |
| 4 障害者等級 | 無 ・ 有(級) | ※国民年金による障害等級を含む | | 9 その他の収入 () | 月額 | 円 |
| 5 障害者年金 | 無 ・ 有 | 月額 | 円 | 10 その他の収入 () | 月額 | 円 |

※1で借家又は借間の場合、家賃がわかる契約書等の写しを添付。2～5を受給している場合、金額がわかるものの写しを添付。

委任状

私は、就学援助が認定された場合、援助費の請求・受領及び返納に関する一切の事務を学校長に委任します。

平成 年 月 日

申請者(保護者)氏名

印

同意書

認定の審査に必要があるときは、世帯状況、世帯の収入・納税状況及び児童扶養手当の受給状況等について関係各課へ必要事項の照会を行うことに同意します。
また、民生委員児童委員による家庭訪問及び審査結果通知書を民生委員児童委員に通知することに同意します。

平成 年 月 日

申請者(保護者)氏名

印

※学校記入欄

申請世帯について、就学援助審査対象世帯として報告します。

美浦村教育委員会 殿

平成 年 月 日

美浦村立 学校長

印

※民生委員児童委員記入欄

申請世帯の生活状況について、申請理由の内容に

相違ありません。

相違があります。(相違点について具体的に記入)

<生活状況等について>

美浦村教育委員会 殿

平成 年 月 日

委員名

印

※教育委員会記入欄

申請世帯について、就学援助を必要とする児童生徒として

認定します。(要保護・準要保護)

認定しません。

美浦村立 学校長 殿

平成 年 月 日

美浦村教育委員会

印

※異動事項

| | | | | | |
|--------|-----------------|------------------|----------------------------|--------|--------------------------------------|
| 転 校 | 平成 年 月 日 学校へ | 区 分 変 更 | 平成 年 月 日 (要保護・準要保護 に変更) | 廃 止 | 平成 年 月 日 |
| | 平成 年 月 日 学校へ | | 平成 年 月 日 (要保護・準要保護 に変更) | | 1. 村外転出 2. 辞退申し出 3. その他 () |

様式第2号(第6条関係)

就学前新入学学用品費 兼
入学年度用就学援助費支給申請書

受付印

美浦村教育委員会教育長 様

就学援助を受けたいので下記のとおり申請します。

| | |
|--------------|-------|
| 申請日 | 年 月 日 |
| 申請者 (保護者) | 住所 |
| | 氏名 |
| | 電話 |

就学前新入学学用品費用の振込口座（申請者（保護者）名義）を記入してください。
認定された場合の就学前新入学学用品費の支払事務に関するのみ使用します。

| | | | |
|-------|------------------------|-----------------|---------------|
| 金融機関名 | 農協・銀行 信金・信組 労働金庫 | 支店 支所 出張所 | 預金種別 普通・当座 |
| 口座番号 | | 口座名義 | (カタカナ) |

生計を同一にする方全員（児童生徒を含む）について申請時の状況を記入してください。ただし、同一の地番に居住されている場合は生計同一とみなしますので、同居されている方全員の氏名を記入してください。

| 家 族 の 状 況 | 一 年 生 小 学 | 児童氏名 | 申請者から見た続柄 | 性別 | 生年月日 | 学校名 |
|------------------------|-----------------------|--------|-----------|----|------|-------------|
| | | (ふりがな) | | | | ・ |
| その 他 の 家 族 | | 氏名 | 申請者から見た続柄 | 性別 | 生年月日 | 職業(勤務先・学校名) |
| | (ふりがな) | 申請者本人 | | | ・ | |
| | (ふりがな) | | | | ・ | |
| | (ふりがな) | | | | ・ | |

下記の項目で該当がありましたら、○で囲んでください。

| | | | | |
|--|---|-------------------|---------|-------------------------|
| 経済的状況 (※印の項目は決定通知の写しなど、証明する書類をご提出ください。) | 1 | 生活保護の停止又は廃止を受けている | 6 | 世帯全員が国民年金の掛金の減免を受けている |
| | 2 | 世帯全員、村民税が非課税である | 7 | 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている |
| | 3 | 世帯全員が村民税の減免を受けている | 8 | 児童扶養手当を受給している |
| | 4 | ※個人事業税の減免を受けている | 9 | ※生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている |
| | 5 | 固定資産税の減免を受けている | 10 | ※職業安定所登録の日雇労働者である |
| 自宅の状況 | 1 | 持家(所有者) | 自家用車の状況 | 有(所有者)・無 |
| | 2 | 借家(家賃 月額 円) | | 軽自動車・普通車(車種) |

| | |
|-------|--|
| 申請の理由 | |
|-------|--|

委 任 状

私は、就学援助が認定された場合、援助費の請求・受領及び返納に関する一切の事務を学校長に委任します。

平成 年 月 日
申請者（保護者）氏名

印

同 意 書

認定の審査に必要があるときは、世帯状況、世帯の収入・納税状況及び児童扶養手当の受給状況等について、関係各課へ必要事項の照会を行うことに同意します。

また、民生委員児童委員による家庭訪問及び審査結果通知書を民生委員児童委員に通知することに同意します。

平成 年 月 日
申請者（保護者）氏名

印

就学予定者が、就学前新入学学用品費の支給を受けた後、入学前に村外へ転出した場合は、教育委員会が転出先自治体担当に、就学援助認定による新入学学用品費の支給を受けた旨通知することに同意します。

平成 年 月 日
申請者（保護者）氏名

印

※民生委員児童委員記入欄

申請世帯の生活状況について、申請理由の内容に

相違ありません。

相違があります。（相違点について具体的に記入）

<生活状況について>

美浦村教育委員会 御中

平成 年 月 日
委員名

印

※異動事項

| | | | | |
|--------|-------|-----|--------|---|
| 転 校 | 年 月 日 | 学校へ | 変 更 | 年 月 日 |
| | 年 月 日 | 学校へ | | 1 転出 2 生活保護認定 3 辞退申し出 4 その他 () |

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

美浦村教育委員会教育長 

年度 就学援助認定通知書

標記の件について、審査の結果、認定となりましたので通知いたします。

今後、援助費の支給等については学校を通して行いますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

- 1 対象児童
- 2 認定期間
- 3 支給項目

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

美浦村教育委員会教育長



年度 就学援助（就学前新入学学用品費）認定通知書

標記の件について、審査の結果、認定されましたので通知いたします。

年度 就学前新入学学用品費は次の通り支給する予定ですので、併せて通知いたします。

支給額 : 円

支給日 : 年 月 日

支給方法 : 申請者（保護者）様の指定口座

※ 就学予定者が、新入学学用品費の支給を受けた後、入学前に村外へ転出した場合は、教育委員会が転出先自治体の担当者に、就学援助認定による新入学学用品費の支給を受けた旨を通知いたします。

※ 就学援助の他の費目（給食費や校外活動費など）を希望している方につきましては、入学後に審査を行いますので、結果につきましては別途通知いたします。6月頃を予定しております。

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

美浦村教育委員会教育長



年度 就学援助不認定通知書

標記の件について、審査の結果、不認定となりましたので通知いたします。

1 対象児童

2 理由

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

美浦村教育委員会教育長



年度 就学援助（就学前新入学学用品費）不認定通知書

標記の件について、審査の結果、不認定となりましたので下記のとおり、通知いたします。

理 由 :

※ 就学援助の他の費目（給食費や校外活動費など）を希望している方につきましては、入学後に審査を行いますので、結果につきましては別途通知いたします。6月頃を予定しております。

世帯状況等変更届

美浦村教育委員会教育長 様

下記のとおり、就学援助費の支給に係る、世帯状況および収入状況に変更がありました。

| | |
|--------------|---|
| 申請日 | 年 月 日 |
| 申請者 (保護者) | 住所 |
| | 氏名 印 |
| | 電話 |

| 家族の状況 | 援助を必要とする 児童生徒 | 氏名 | | 続柄 | 性別 | 生年月日 | 学校名 | 学年 |
|----------------------|-------------------------|-------------------|--|----|----|-------------------------|-------------|----|
| | | (ふりがな) | | | | | | |
| | | | | | | . . | 学校 | 年 |
| | | (ふりがな) | | | | . . | 学校 | 年 |
| その他の家族 | | 氏名 | | 続柄 | 性別 | 生年月日 | 職業(勤務先・学校名) | |
| | | | | | | . . | | |
| | | | | | | . . | | |
| | | | | | | . . | | |
| 経済的状況 | 該当がありましたら、番号を○で囲んでください。 | | | | | | | |
| | 1 | 生活保護の停止又は廃止を受けている | | | 6 | 世帯全員が国民年金の掛金の減免を受けている | | |
| | 2 | 世帯全員、村民税が非課税である | | | 7 | 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている | | |
| | 3 | 世帯全員が村民税の減免を受けている | | | 8 | 児童扶養手当を受給している | | |
| | 4 | ※個人事業税の減免を受けている | | | 9 | ※生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている | | |
| | 5 | 固定資産税の減免を受けている | | | 10 | ※職業安定所登録の日雇労働者である | | |
| 自宅の状況 | 自宅・借家の区別 | | | 家賃 | | その他 | | |
| | | | | 円 | | | | |
| 世帯状況 収入状況 変更内容 | | | | | | | | |

様式第8号（第10条関係）

就学援助認定辞退届

美浦村教育委員会教育長より、準要保護世帯として認定していただきましたが、下記の理由により辞退したく届けます。

美浦村教育委員会教育長 様

年 月 日

申請者（保護者） 住所 美浦村 _____

氏名 _____ 印 _____

児童生徒 学校名 _____ 学校 _____

氏名 _____ 学年 _____ 年

氏名 _____ 学年 _____ 年

氏名 _____ 学年 _____ 年

辞退理由

報告第 2 号

平成 30 年度美浦村一般会計補正予算について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 11 月 27 日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

報告第2号 別紙

2 歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|--------|-------|--------|
| 1 民生費負担金 | 43,667 | 3,799 | 47,466 |

(単位：千円)

| 区分 | 節 | | 説明 |
|------------|-------|---|---------------------------|
| | 金額 | | |
| 2 児童福祉費負担金 | 3,799 | 3 | 保育所入所児保育料（大谷保育所） 994 |
| | | 4 | 保育所入所児保育料（木原保育所） 1,012 |
| | | 6 | 保育所入所児保育料（管外） 1,568 |
| | | 8 | 保育所入所児保育料（大谷保育所）管外受託分 225 |

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

| | | | |
|------------|---------|--------|---------|
| 1 民生費国庫負担金 | 292,273 | 12,510 | 304,783 |
| 3 教育費国庫負担金 | 10,122 | △2,643 | 7,479 |

| | | | |
|--------------|--------|----|-------------------------------|
| 2 障がい者福祉費負担金 | 9,785 | 10 | 自立支援給付費負担金 9,785 |
| 3 児童福祉費負担金 | △1,967 | 10 | 子どものための教育・保育給付費負担金（保育） △1,967 |
| 4 児童手当負担金 | 4,692 | 6 | 児童手当負担金 4,692 |
| 1 教育費負担金 | △2,643 | 10 | 子どものための教育・保育給付費負担金（教育） △2,643 |

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

| | | | |
|-----------|---------|--------|---------|
| 1 民生費県負担金 | 165,854 | 4,893 | 170,747 |
| 3 教育費県負担金 | 5,061 | △1,322 | 3,739 |

| | | | |
|--------------|--------|----|-------------------------------|
| 2 障がい者福祉費負担金 | 4,892 | 10 | 自立支援給付費負担金 4,892 |
| 3 児童福祉費負担金 | △983 | 10 | 子どものための教育・保育給付費負担金（保育） △983 |
| 4 児童手当負担金 | 984 | 5 | 児童手当負担金 984 |
| 1 教育費県負担金 | △1,322 | 5 | 子どものための教育・保育給付費負担金（教育） △1,322 |

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

| | | | |
|---------|--------|-----|--------|
| 2 指定寄附金 | 40,898 | 100 | 40,998 |
|---------|--------|-----|--------|

| | | | |
|---------|-----|----|------------------|
| 1 指定寄附金 | 100 | 30 | 学校教育事業費指定寄附金 100 |
|---------|-----|----|------------------|

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

| | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 3 雑入 | 71,577 | 3,469 | 75,046 |
|------|--------|-------|--------|

| | | | |
|----------|-------|-----|-----------------------------|
| 1 児童福祉雑入 | 425 | 10 | ファミリーサポート会員利用料 425 |
| 7 雑入 | 3,044 | 138 | 茨城県後期高齢者医療療養給付費市町村負担金精算金 44 |
| | | 167 | 茨城県町村会事業推進交付金 3,000 |

3 歳 出
(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

| | | | | | | | |
|-----------|---------|--------|---------|--------|--|-------|--------|
| 1 児童福祉総務費 | 84,265 | △2,442 | 81,823 | △2,950 | | 1,993 | △1,485 |
| 2 児童措置費 | 215,420 | 6,660 | 222,080 | 5,676 | | | 984 |
| 3 保育所費 | 254,518 | 507 | 255,025 | | | 2,231 | △1,724 |
| 4 児童館費 | 38,732 | 247 | 38,979 | | | | 247 |

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

| | | | | | | | |
|--------|---------|-----|---------|--------|--|--|-------|
| 2 事務局費 | 205,385 | 996 | 206,381 | △3,965 | | | 4,961 |
|--------|---------|-----|---------|--------|--|--|-------|

| | | | | | | | |
|---------------|--------|---------------------------------|--|---------------|--|--|--|
| 8 報償費 | 750 | 2 子育て支援センター(みほふれ愛プラザ)管理費 | | 1,188 | | | |
| | | 15 工事請負費 | | 1,188 | | | |
| | | 1 土木工事 | | | | | |
| | | 10 みほふれ愛プラザ車止め設置工事 | | | | | |
| 13 委託料 | △4,610 | 5 子ども・子育て支援事務費 | | △23 | | | |
| | | 13 委託料 | | △23 | | | |
| | | 5 業務委託料 | | | | | |
| | | 8 他市町村保育児委託料(民間分) | | 457 | | | |
| | | 9 他市町村保育児委託料(公立分) | | △480 | | | |
| 15 工事請負費 | 1,188 | 6 施設型給付事業費(保育認定) | | △4,587 | | | |
| | | 13 委託料 | | △4,587 | | | |
| | | 5 業務委託料 | | | | | |
| | | 6 施設型給付費(公立分) | | △345 | | | |
| | | 8 施設型給付費(私立分) | | △4,242 | | | |
| 19 負担金補助及び交付金 | 230 | 7 地域型保育事業費 | | 230 | | | |
| | | 19 負担金補助及び交付金 | | 230 | | | |
| | | 5 負担金 | | | | | |
| | | 15 事業所内保育給付費 | | | | | |
| | | 9 ファミリーサポート事業費 | | 750 | | | |
| | | 8 報償費 | | 750 | | | |
| | | 1 報償金 | | | | | |
| | | 3 事業協力者謝礼 | | | | | |
| 20 扶助費 | 6,660 | 2 児童手当経費 | | 6,660 | | | |
| | | 20 扶助費 | | 6,660 | | | |
| | | 3 児童福祉扶助費 | | | | | |
| | | 6 児童手当 | | | | | |
| 11 需用費 | 507 | 3 大谷保育所管理費 | | 507 | | | |
| | | 11 需用費 | | 507 | | | |
| | | 6 修繕料 | | | | | |
| | | 2 施設等修繕料 | | | | | |
| 11 需用費 | 247 | 2 児童館管理費 | | 247 | | | |
| | | 11 需用費 | | 247 | | | |
| | | 6 修繕料 | | | | | |
| | | 2 施設等修繕料 | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------|-----|--------------------------|--|------------|--|--|--|
| 3 職員手当等 | 400 | 2 職員給与関係経費 | | 400 | | | |
| | | 3 職員手当等 | | 400 | | | |
| | | 5 時間外勤務手当 | | | | | |
| | | 1 時間外勤務手当 | | | | | |
| 19 負担金補助及び交付金 | 596 | 11 施設型給付事業費(教育認定) | | 596 | | | |
| | | 19 負担金補助及び交付金 | | 596 | | | |
| | | 5 負担金 | | | | | |
| | | 10 施設型給付費(私立) | | 824 | | | |
| | | 15 施設型給付費(公立) | | △228 | | | |

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 |
|---------|--------|-------|--------|----------|-----|-----|-------|
| | | | | 特定財源 | | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 学校管理費 | 76,539 | 1,425 | 77,964 | | | | 1,425 |
| 2 教育振興費 | 15,501 | 238 | 15,739 | | | | 238 |

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

| | | | | | | | |
|---------|--------|-----|--------|--|--|-----|-----|
| 2 教育振興費 | 14,953 | 397 | 15,350 | | | 100 | 297 |
|---------|--------|-----|--------|--|--|-----|-----|

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

| | | | | | | | |
|--------|--------|----|--------|--|--|--|----|
| 1 幼稚園費 | 81,085 | 97 | 81,182 | | | | 97 |
|--------|--------|----|--------|--|--|--|----|

(単位：千円)

| 節 | | 説明 |
|---------------|-------|---|
| 区分 | 金額 | |
| 3 職員手当等 | 36 | 1 職員給与関係経費 36 3 職員手当等 36 9 期末手当 3 期末手当（一般職） 36 |
| 11 需用費 | 1,389 | 3 木原小学校学校管理費 115 11 需用費 115 2 燃料費 1 庁舎用燃料代 |
| | | 4 大谷小学校学校管理費 989 11 需用費 989 2 燃料費 1 庁舎用燃料代 |
| | | 5 安中小学校学校管理費 285 11 需用費 285 2 燃料費 1 庁舎用燃料代 |
| 14 使用料及び賃借料 | 103 | 4 木原小学校教育振興事業費 103 14 使用料及び賃借料 103 1 使用料 7 1 有料道路使用料 |
| 19 負担金補助及び交付金 | 135 | 2 賃借料 96 7 バス借上料 5 大谷小学校教育振興事業費 135 19 負担金補助及び交付金 135 10 補助金 11 全国・関東大会出場補助金 |

| | | |
|----------|-----|--|
| 18 備品購入費 | 397 | 4 美浦中学校教育振興事業費 397 18 備品購入費 397 4 図書購入費 1 図書購入費 100 5 図書購入費（教師用） 297 |
|----------|-----|--|

| | | |
|--------|----|---|
| 11 需用費 | 97 | 4 幼稚園管理費 97 11 需用費 97 6 修繕料 2 施設等修繕料 |
|--------|----|---|

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

| | | | | | | | |
|---------|---------|-------|---------|--|--|--|-------|
| 4 学校給食費 | 154,741 | 1,057 | 155,798 | | | | 1,057 |
|---------|---------|-------|---------|--|--|--|-------|

| | | | |
|----------|-----|---------------------|------------|
| 11 需用費 | 199 | 3 大谷小給食事業運営費 | 199 |
| | | 11 需用費 | 199 |
| | | 2 燃料費 | |
| | | 1 庁舎用燃料代 | |
| 18 備品購入費 | 858 | 12 学校給食施設管理費 | 858 |
| | | 18 備品購入費 | 858 |
| | | 1 庁用器具費 | |
| | | 1 庁用器具費 | 242 |
| | | 10 庁用器具費 (資産) | 616 |

報告第3号

美浦村立小学校あり方検討委員会第1回、第2回開催結果について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成30年11月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

平成30年11月27日

美浦村立小学校あり方検討委員会第1回、第2回開催結果について

標記の件につきまして、以下のとおり報告いたします。

1 第1回検討委員会

(1) 日 時 平成30年10月26日(金) 19時～

(2) 場 所 役場3階・大会議室

(3) 出席者 26名

(4) 検討結果 委)：委員 事)：事務局

①美浦村の現状と将来推計・・・・・・・・・・質疑なし

②検討委員会の設置目的と開催概要

◆平成29年度「小学校教育に関するアンケート調査」について

委) アンケート問6複式学級についてどう思うかの問いに対し、その他と回答した方々は、どのような意見を記載しているか。

事) アンケートを直接確認のうえ、次回の委員会で回答する。

委) 安中小学校で複式学級が生ずる学年から今年度出生した安中学区の保護者に対し、改めて複式学級についてどう考えるか、アンケートを実施してもらいたい。

事) 対象世帯を確認のうえ、アンケートを実施することとしたい。

③適正規模・適正配置の考え方

◆村としての考え方及び近隣自治体の状況について

委) 委員会の結果を踏まえ、PTA関係者に意見を聞くにあたって、事務局としては小学校のあり方についてどのように考えているのか。

統合のパターンでどれだけの予算が必要となるのか、それを議論する資料を出してもらって検討したい。

事) 木原小と安中小の数を合わせればクラス替えが可能な児童数は確保できるかもしれないが、あり方については、10年以上先を見越して考えたい。一時的に解消されても持続しないのはどうかと考えている。

近隣の状況は、稲敷市では、旧新利根地区では、既に小学校が統合されており、旧桜川地区でも3小学校が統合される方針が出されている。旧江戸崎地区でも、江戸崎小に統合された学校もある。阿見町では、吉原小が阿見小へ統合され、実穀小は本郷小に統合され、本郷小からはあらたにあさひ小が分離し、各学区の人口の増減によりそれぞれ再編の仕方が違う状況。

河内町は、平成24年に源清田小と長竿小が統合しみずほ小が誕生したが、その後、生板小、みずほ小、金江津小を統合し「かわち学園」を新設した。

牛久市の奥野小学校は、市内のどこからでも通学できるようにして、外国語に特色のある運営を行っている。

④茨城県内の小中学校の状況・・・質疑なし

⑤全体スケジュール

委) 保護者への説明はどのように考えているのか。

事) 適正配置の検討が終了した3月の検討会の後、できれば来年の4月又は5月頃に各学区ごとに保護者への説明を行いたいと考えている。

2 第2回検討委員会

(1) 日 時 平成30年11月22日(木) 19時～

(2) 場 所 役場3階・大会議室

(3) 出席者 26名

(4) 検討結果

①小学校の適正規模について

委員会としての考え方を取りまとめるには至らず、次回の委員会で改めて検討することとなった。

②小学校の適正配置について

第3回委員会で適正配置について議論するにあたり、国・県の考え方、近隣自治体の状況について説明した。議論するにあたり事前に事務局が調べておく事項について意見をいただいた。

<委員会での主な意見>

◆適正規模について

委) 現在、適正規模を満たしている大谷小学校も、村外へ転出する方が増えれば減少することもあり得る。

委) 適正規模や適正配置よりも、統合した後の小学校の方向性を議論したい。特色ある教育を行うことにより、児童を増やす方法を考えたい。

委) 適正規模を県の指針を基に決めていくのはどうかと考える。もう少し、少ない人数でも良いのではないか。

委) 県の適正規模の数字にこだわりたくない。35人という学級編成が果たして適正なのかどうか。人数が多いのではないか。

委) 適正規模の数字よりも、保護者の意見を尊重すべきである。

委) 保護者だけでなく、子どもにもアンケートを実施するべきではないか。

委) 複式学級となり、その後、他の小学校と統合となった小学校の児童の状況は、可哀想な所があった。

委) 新治地区は、3つの小学校が統合されて、義務教育学校となったが、各小学校区が賛同し統合することとなった。

◆第3回委員会の資料についての要望

委) 既に統合した学校のメリット・デメリットを示してほしい。

委) 新たに小学校を新設した場合の、建設費、建設に要する期間を示してほしい。

委) 既存の校舎を利用した場合の年間の維持費がどれ位になるのか示して欲しい。

委) 美浦村の過去10年間の人口の社会的増減の推移を示してもらいたい。

委) まず、適正規模を確保して1回統合し村内2校とし、既存の施設をできるだけ使用する。その後、その施設使用が駄目になった時点で統合する、2段階統合も考えられるのではないか。

報告第4号

美浦村立小中学校における学用品等の荷物の取り扱いについて

上記について、別紙のとおり報告する。

平成30年11月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村立小中学校における学用品等の荷物の取り扱い配慮事項（修正案）

小中学生の学用品等の荷物については、近年の荷物の重量化に伴い、児童生徒の健康面並びに安全面を考慮して各小中学校において以下のとおり配慮することとする。

1 荷物の重量化の防止について

各校は、荷物の重量化を防ぐため以下の指導をする。

- (1) 計画的に荷物を持ってこさせること
- (2) 計画的に荷物を持ち帰らせること
- (3) 児童・生徒の体力等を考慮し、荷物が重くなりすぎないように下校時の観察、声かけをおこなうこと
- (4) 日頃から学校に置いていくことを認めているものや学期末に持ち帰るものについて、学年通信等で保護者に連絡・周知すること

2 学校に置いておくことができる教材等について

各校は、荷物置き場の状況を考慮し、家庭学習に支障のない資料や道具類で学校に置いておくことができる教材等が他にないか、毎年検討する。

(1) 日常的な教材や学習用具等について

- ①宿題で使用する教材等を明示し、家庭学習で使用する予定のない教材等について、机の中などに置いて帰ることを認める。
- ②同じ日の授業で多くの学習用具を用いる場合には、あらかじめ数日に分けて持ってくるように指導し、携行品の分量が特定の日に偏らないようにすること。
- ③教科用の特別教室で使用する学習用具の一部について、必要に応じて、特別教室内の所定の場所に置くこと。
- ④書写の授業があった際には、汚れた筆は持ち帰ることとし、その他の用具は学校に置くことを認める。
- ⑤部活動の用具のうち、個人が所有するものについて、鍵のかかる部室やロッカーであれば置いて帰ることを認める。

(2) 学期始め・学期末等における学習用具等について

- ①学期末に持ち帰る学習用具の大きいもの（水彩道具，習字用具，鍵盤ハーモニカ，裁縫道具等）については，1日1つになるよう計画的に持ち帰るとともに，給食エプロンや体操服，上靴などを持ち帰る日に重ならないよう指導する。
- ②学校で栽培した植物等を持ち帰る場合，児童の状況等を踏まえ，保護者等が学校に取りに来ることを認める。
- ③夏季における休業日明けの始業日は，通学時の携行品が多くなることから，夏季休業中の登校日等に宿題や学習用具の一部を持ってくることを認める。
- ④道具箱については，学期末に保護者が集まる際に，不足を確認し，補充をお願いし，持ち帰らなくても良いこととする。

3 児童・生徒の発達段階に応じた対応について

各校は，全て一律ではなく，個々の児童・生徒の体力及び安全面を考慮し，学校に置く教材等を決めることができる。

4 荷物の盗難防止について

各校は，盗難防止の観点から，学校施設の施錠に留意し，特に放課後は校舎への出入りの場所をできるだけ限定すること。

美浦村立小中学校における学用品等の荷物の取り扱い配慮事項（当初案）

小中学生の学用品等の荷物については、近年の荷物の重量化に伴い、児童・生徒の健康面並びに安全面を考慮して各小中学校において以下のとおり配慮することとする。

1 荷物の重量化の防止について

各校は、荷物の重量化を防ぐため以下の指導をする。

- (1) 計画的に荷物を持ってこさせること
- (2) 計画的に荷物を持ち帰らせること
- (3) 児童・生徒の体力等を考慮し、荷物が重くなりすぎないように下校時の観察，声かけをおこなうこと

2 学校に置いておくことができる教材等について

各校は、荷物置き場の状況を考慮し、家庭学習に支障のない資料や道具類で学校に置いておくことができる教材等が他にないか、毎年検討する。

3 児童・生徒の発達段階に応じた対応について

各校は、全て一律ではなく、個々の児童・生徒の体力及び安全面を考慮し、学校に置く教材等を定めることができる。

<参考>

流山市校長会 配慮事項（平成29年10月4日）

荷物の重量化は児童・生徒の健康面ばかりでなく、安全面においても配慮が必要であると考え。児童・生徒の発達段階を考慮し、次の内容を流山市立各小中学校での共通配慮事項とした。

- 1 荷物の重量化を防ぐため計画的な指導をする
 - ア 計画的に荷物を持ってこさせる指導
 - イ 計画的に荷物を持ち帰らせる指導
 - ウ 児童・生徒の下校時の観察，声かけ
- 2 学校に置いておけるものが他にないか，学校の状況に応じ検討する
 - エ 家庭学習に支障のない資料や道具類

報告第5号

美浦村立小中学校における携帯電話等の取り扱い方針（案）について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成30年11月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村立小中学校における携帯電話等の取り扱い方針（修正案）

美浦村立小中学校における児童生徒の携帯電話及びスマートフォン（以下携帯電話等という）の学校への持ち込みについては、携帯電話等の普及を勘案し児童生徒と保護者の連絡手段を確保する観点から、以下のとおり取り扱うこととする。

1 携帯電話等の取り扱い

美浦村立小中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話等の持ち込みは、教育活動に直接必要のないものであることから禁止する。

2 例外的に携帯電話等の持ち込みを認める場合

但し、以下の場合に限り携帯電話等の持ち込みを認めることとする。

- (1) 保護者から、携帯電話等の持ち込みについて申し出があった場合など特別な事由による場合。
- (2) 持ち込んだ携帯電話等は、学校到着時に担任等の教職員が預かり、帰宅するまでの間は電源を切って各学校の鍵をかけられる場所に保管すること。

3 保護者への周知

各学校は、取り扱い方針について、毎年、児童生徒並びに保護者に周知する。